

一宮市告示第178号

一宮市会計に関する規則第17条の3の規定により、病児保育利用料の徴収または収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月3日

一宮市長 中野正康

1 委託に係る利用料の種別

病児保育利用料

2 委託先の名称及び代表者の職・氏名

(1) 社会医療法人杏嶺会

理事長 上林 弘和

一宮市奥町字下口西89-1

(2) 杉本こどもクリニック

院長 杉本和優

一宮市大和町馬引字乾出22

(3) 医療法人おおみや会

理事長 岩田 直之

一宮市大宮3丁目2-15

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで